

委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本体育学会（以下「本学会」という）における委員会の設置等に関し、必要な事項を定める。

(常設委員会)

第2条 本学会には、次の常設委員会を置く。

- (1) 運営委員会
- (2) 庶務委員会
- (3) 会計委員会
- (4) 「体育学研究」編集委員会
- (5) 「IJSHS」編集委員会
- (6) 学会大会委員会
- (7) 国際交流委員会
- (8) 企画委員会
- (9) 広報委員会
- (10) 研究倫理委員会
- (11) 政策検討・諮問委員会
- (12) 学術連合連携委員会
- (13) 男女共同参画委員会
- (14) 若手研究者委員会

2 常設委員会の新設及び廃止は、社員総会の決議を経て行う。

(特別委員会)

第3条 本学会は、社員総会又は理事会の決議により必要と認めた場合、特定の事項を行わせるための特別委員会を置くことができる。

(補則)

第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定めるものとする。

(改廃)

第5条 この規程は、社員総会の決議により改正することができる。

附則

- 1 この規程は、平成25年8月28日から施行する。
- 2 この規程は、2017年6月10日から改正施行する。
- 3 この規程は、2018年6月16日から改定施行する。